

令和4年度

保育園などの 園児を募集します

11/29(月)
から開始

令和4年4月1日付で保育園・認定こども園・地域型保育事業所・公立幼稚園の利用を希望する園児を募集します。
11月29日(月)から希望の施設で申し込みを行ってください。



☎こども保育課 ☎ 65-1582 FAX 37-3844

保育の必要性の認定

保育施設を利用できるのは、申し込みを行い、2・3号に認定された場合のみです。

表1 認定の内容 ※保育園の利用可能時間は「入所(園)の手引き」で確認してください。

認定区分	対象となるケース	利用可能施設
1号認定	3～5歳の就学前児童で、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳で、保護者の就労や疾病などにより保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳で、保護者の就労や疾病などにより保育を希望する場合	保育所、認定こども園、地域型保育事業所

市内保育施設一覧表

市立保育園

施設名	所在地	電話番号	開所時間
若宮保育園	新田町	☎ 32-4194	7:15 ～ 18:15
新居浜保育園	泉宮町	☎ 32-3624	
金子保育園*	久保田町	☎ 32-3091	
高津保育園	松の木町	☎ 32-2032	
垣生保育園*	垣生	☎ 45-0401	
多喜浜保育園	多喜浜	☎ 45-0362	
東田保育園	東田	☎ 41-7576	
船木保育園	船木甲	☎ 41-6008	
角野保育園	中筋町	☎ 41-7238	
大生院保育園	大生院	☎ 41-7232	

*金子保育園・垣生保育園は仮設園舎

認定こども園

施設名	所在地	電話番号	開所時間
泉幼稚園	王子町	☎ 32-4088	7:30 ～ 18:30
グレース幼稚園	萩生	☎ 43-3151	
グレース第二幼稚園	大生院栗林	☎ 43-3152	
ひかり幼稚園	山根町	☎ 44-7512	
菊本幼稚園	菊本町	☎ 32-4689	

地域型保育事業所

施設名	所在地	電話番号	開所時間
かがやき保育園	西原町	☎ 31-5535	7:30 ～ 18:30
かがやきぶらす保育園	久保田町	☎ 47-8728	
ちびっこワールド にいほま園	船木甲	☎ 47-0418	
ほこ・あ・ほこ保育園	又野	☎ 47-6352	
こども園みるみる	西原町	☎ 37-1911	
すいよう会事業所内保育施設 ひまわり乳児園	郷	☎ 67-1281	8:00～ 19:00

各保育園の情報は
こちらからチェック



私立保育園

施設名	所在地	電話番号	開所時間
朝日保育園	新須賀町	☎ 32-4647	7:00 ～ 18:00
みなと保育園	港町	☎ 32-3225	
十全保育園	西原町	☎ 33-3055	
新居浜八雲保育園	八雲町	☎ 32-5604	
ルンビニ乳幼児保育園	東雲町	☎ 33-2026	
新居浜南沢津保育園	高津町	☎ 32-9654	
ミドリ保育園	八幡	☎ 33-3789	
めぐみ保育園	田の上	☎ 46-1414	
新田保育園	角野新田町	☎ 41-5401	
泉川保育園	松原町	☎ 41-7211	
みどり園保育所	喜光地町	☎ 41-5031	
すみれ保育園	土橋	☎ 41-5039	
中萩保育園	中萩町	☎ 41-7233	
さくら乳児園	桜木町	☎ 35-1381	
新居浜上部のぞみ保育園	中村	☎ 41-1339	
新居浜萩生保育園	萩生	☎ 40-0422	
はびねず nursery school	若水町	☎ 37-3060	7:30 ～ 18:30

延長保育
19:00
まで

延長保育
18:30
まで

延長保育
19:00
まで

◎公立幼稚園 ☎学校教育課 ☎ 65-1301 FAX 65-1306

施設名	所在地	電話番号	開所時間
神郷幼稚園	郷	☎ 45-0170	9:00～14:00 【※は9:00～12:00】

対象 平成28年4月2日～平成30年4月1日生まれの幼児

新規申込【令和4年度から施設利用を希望する場合】

■配布・受付期間

11月29日 (月) ~ **12月10日** (金)

※㊸㊹を除く

■配布・受付時間 原則 8:30 ~ 17:00

■配布・受付場所

入所(園)を希望する施設(右ページ一覧表参照)
 ※「教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書」は乳幼児1人につき1枚を提出(複数施設への提出無効)。

■対象

令和4年4月1日時点において、生後2カ月(みどり園保育所は生後3カ月、泉幼稚園は生後6カ月)を経過している0歳から就学前までの乳幼児
 ※令和4年4月1日付で新規入園を希望する乳幼児が申し込みの対象です。
 ※令和4年4月2日以降に途中入所(園)を希望する場合は、今回の申し込み対象外です。

■入所基準

保育施設を利用する場合(表1の1号認定を除く)、保育を必要とする次のいずれかの事由に該当することが必要です。集団生活を体験させたいなどの理由で施設利用はできません。

①就労	⑧虐待やDVのおそれがある
②妊娠・出産	⑨育児休業取得時、既に保育所利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合
③保護者の疾病・障がい	⑩その他①~⑨に類すると市が認めた場合
④親族の介護・看護	
⑤災害復旧にあたっている	
⑥求職活動	
⑦就学	

■提出書類

①教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書

11月29日(月)から「入所(園)の手引き」と併せて各施設で配布します。手引きの記入例に従って記入し、受付期間内に第1希望の施設に提出してください。その際に簡単な面接を行うので、お子さんと一緒にお越しください。

※受付期間後に希望施設の変更はできません。

②添付書類(表2参照)

各家庭の状況により添付書類は異なります。「入所(園)の手引き」で確認してください。

表2 必要な添付書類(例)

該当事由	必要な添付書類
会社などに勤務している人	就労証明書※1
自営業に従事している人	就労証明書※1 確定申告書(税務署提出)(写) または源泉徴収票(写)など
妊娠中または出産後の人	母子健康手帳(写)※2

※1 勤務先で記入してもらってください(勤務時間を明記) 就労証明書のみ事前に11月1日(月)からHPに掲載、また、こども保育課で配布します

※2 保護者氏名と出産予定日が記載されているそれぞれのページ

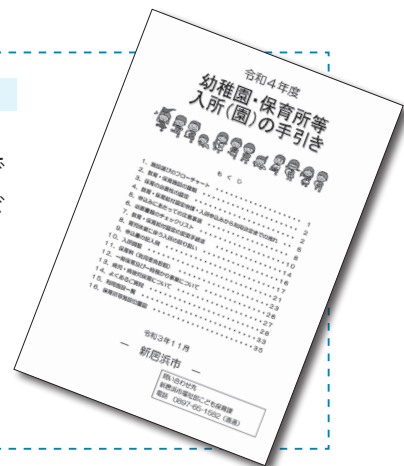
入所(園)の手引き

入所申込時に保育施設で配布しますので、必ずご覧ください。

※市HPからも閲覧できます



こども保育課 HP



入所(園)決定

- 12月下旬 ~ 保育の必要性の認定と優先度の判断(採点)
- ▼ 入所調整
- ▼ →希望の施設へ入所できない人には、こども保育課から連絡し、入所可能な施設を案内します
- 3月上旬 支給認定証・入所承諾書の発送
- ▼ →入所(園)に関する書類です。大切に保管してください
- 4月 施設利用(入所)

